

# アルコール検知器等導入促進助成金交付要綱

平成19年5月2日制定  
令和4年3月16日最終改正  
一般社団法人群馬県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人群馬県トラック協会(以下「県ト協」という。)が、飲酒運転を無くすため、会員がアルコール検知器または装置(以下「アルコール検知器等」という。)を使用して、点呼等の際に飲酒の有無を確認することを目的に、当該アルコール検知器等を導入することについて、その経費の一部を助成(以下「助成金」という。)することに関して必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

## (助成対象・助成金額・助成台数)

第2条 助成対象とするアルコール検知器等及び助成金額、助成台数は、別表の通りとする。

## (助成対象者)

第3条 助成対象者は、県ト協の定款に定める会員とする。

## (助成期間)

第4条 令和4年度については、令和4年4月1日から令和5年2月24日の間に導入し、支払いが完了したものとする。  
但し、助成期間内であっても予算の都合で、打ち切ることがある。

## (助成金の請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする会員は、令和5年3月3日までに、別に定める様式「アルコール検知器等導入助成実績報告書」により県ト協に申請するものとする。

2 申請に当たっては、県ト協の定める書類を添付するものとする。

## (助成金の交付)

第6条 県ト協は、前条の申請があった場合には、その内容を審査し、報告に係る事業の実施結果が助成金交付のために付した条件に適合すると認めるときは所定の助成金を交付するものとする。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるものの他に、その運用に関し必要な事項は、県ト協が別に定めるものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 改正前の要綱に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

別表

第2条関係(助成対象・助成金額・助成台数)

対象機器	助成金額	助成台数	備 考
ハンディ型・記録型 検知器	1台あたり、購入価格の半額(千円未満は切捨て)とする。	1会員事業者あたり、15万円を上限とする。	呼気中のアルコール濃度を測定できる機器または検査結果を記録できる機器
遠隔地型検知器	①携帯型機器 1台あたり、購入価格の半額(千円未満は切捨て)とする。 ②事務所用機器 1台あたり、購入価格の半額(千円未満は切捨て)とする。但し、10万円を上限とする。	①携帯型機器 1会員事業者あたり、15万円を上限とする。 ②事務所用機器 1会員事業者あたり、1台とする。	遠隔地での検査結果を管理できる機器

- ※1 助成対象はアルコール検知器本体のみとし、消費税は購入費に含めない。
- ※2 遠隔地型検知器は、携帯電話等により本人を確認し、計測の状況が把握できるものとする。  
携帯電話等の購入費は含めない。
- ※3 パソコンの購入費は含めない。
- ※4 品質が保証され、保証期間が定められているなどメンテナンス機能を有する機器を対象とする。